



# 国保だより

令和6年1月31日現在  
国保世帯数 9,404 世帯  
被保険者数 14,606 名  
保健事業 第111号  
発行 須賀川市保険年金課

## 社会保険に加入・脱退したときは、国保の手続きが必要です

制度上、短期間であっても無保険でいることはできません。手続きが遅れても、さかのぼって適用されますので、以下の書類をお持ちになり、保険年金課または市民サービスセンターで手続きをしてください。

### ◎社会保険に加入したとき

- ① 加入者全員分の社会保険証、国民健康保険証
- ② 窓口に来る方の本人確認ができる書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)
- ③ 該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状(別世帯の方が手続きする場合)

### ◎社会保険から脱退したとき

- ① 健康保険資格喪失証明書(退職となった会社で発行)
- ② 窓口に来る方の本人確認ができる書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)
- ③ 該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状(別世帯の人が手続きする場合)

## 転入・転出のときも手続きが必要です

国保は、住所地の市区町村で加入することになっています。お住まいの市区町村が変わる場合は、国保の加入・脱退の手続きが必要です。

## 修学中の国保加入者には「学生特例」の保険証を交付します

大学や専門学校進学などのため、親から仕送りを受ける学生が実際に生活する市区町村に住所を異動した場合、須賀川市の国保に引き続き加入することができる「学生特例」の保険証を交付します。

該当する方は、以下の書類をお持ちください。

- ① 4月1日以降の日付の在学証明書
- ② 学生の国民健康保険証
- ③ 窓口に来る方の本人確認ができる書類(マイナンバーカードまたは運転免許証など)

なお、在学証明書発行前に保険証が必要な方は、有効期間が1か月の学生特例証を交付しますので、ご相談ください。

### ◎卒業後の手続き

卒業したときは、「学生特例非該当」の届出をして保険証を返却してください。

また、卒業予定年度を超えて在学するときや大学院などに進学するときは、改めて手続きが必要です。

### ◎卒業後に須賀川市に戻ってくるとき

他の健康保険に加入するときを除き、須賀川市の国保に加入することになりますので、転入手続きとあわせて加入手続きをしてください。

### ◎卒業後に須賀川市に戻らないとき

就職先の健康保険に加入するか、住所地の国保に加入することになります。

市のホームページ  
はこちらから



**【新制度】産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が減額されます！**



**対象となる方**

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国保被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4か月）以上が経過してからの出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

**国民健康保険税の減額方法**

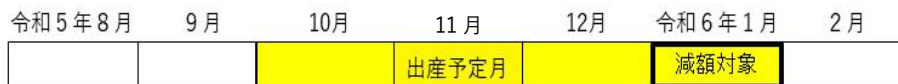
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※ 産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から減額されますが、平等割額は減額の対象とはなりません。

※ 多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が減額されます。

- 令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみ、国保税が減額されます。  
（例）令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国保税が減額されます。法施行が令和6年1月1日のため、令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- 国保税が減額された場合、過払いになった国保税は還付されます。

**届出について**

- 「出産育児一時金の医療機関への直接支払い請求」を利用される方は、届出は不要です。
- 利用されない方、また、国保被保険者であるが社会保険から出産育児一時金の支給を受ける方は以下の書類をお持ちになり、保険年金課で届出をしてください。

- ① 届出書（市ホームページから取得、または、保険年金課窓口にて備え付けています。）
- ② 出産予定日、単胎・多胎の別を確認することができる書類（母子健康手帳など）
- ③ 窓口に来る方の本人確認ができる書類（マイナンバーカードまたは運転免許証など）  
該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状（別世帯の人が手続きする場合）

**お問合せ先**

〒962-8601 須賀川市八幡町135番地  
須賀川市 市民福祉部 保険年金課  
国保税係（電話）0248-88-9136  
国保給付係（電話）0248-88-9135



須賀川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。